

K²-SPRING (R7/R8予約採用) 募集に関するよくある質問

※メールで窓口にお問い合わせ頂く際は、「**学生番号**」と「**氏名**」を必ず冒頭に記載してください。

質問事項	回答
〈申請について〉	
<p>1 私は現在研究生です。博士試験合格後、4月から博士に入学する予定ですが、申請できますか？</p> <p style="text-align: right;">(6/21追記)</p>	<p>現在募集している予約採用には申請できません。</p> <p>ただし、R6年度の秋～冬頃に博士入進学予定(受験者含む)の学生を対象とした募集を別途行います。</p> <p>研究生はそのタイミングでの申請となります。</p> <p>募集要項は、時期が来ましたら当HPにてご案内いたしますので、各自でご確認お願いいたします。</p>
<p>2 学術論文を提出する際、日本語以外の論文(例えば中国語)はそのままの言語で提出してもよろしいでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">(6/20追記)</p>	<p>日英以外の言語で書かれた論文を提出する場合、必ず日英どちらかに翻訳したものも一緒に提出してください。</p> <p>(補足) Publishされてない査読済み論文のうち、Accept決定の論文がある場合、EditorからのAccept通知のcopyも添付してください。</p>
<p>3 現在M1でR8予約採用に申請しようと考えております。今回の募集で不採用だった場合、R8予約採用が定員に達したという事でしょうか？</p> <p style="text-align: right;">(6/20追記)</p>	<p>今回不合格だった場合でも、博士に入進学する前の秋～冬に定期採用を行う予定ですので、そちらへ応募することができます。定期採用の詳細が決まり次第、当HPにてご案内いたしますので、各自でご確認お願いいたします。</p>
<p>4 ユニットの定員は3ユニットで100人とのことですが、学府ごとに定員が決まっているのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">(6/20追記)</p>	<p>学府ごとの定員は決まっておりません。しかし、ユニット毎におおよその定員があり、予約採用決定上位の方から希望ユニットに所属することになります。その為、必ずしも希望のユニットに所属できるとは限りませんので、ご了承ください。</p>
<p>5 現在他大学の修士課程に在籍しており、R6の10月より九大博士課程に進学予定です。申請は可能でしょうか？</p>	<p>本募集は<u>現在九州大学の修士課程に在籍する学生</u>が対象のため、申請不可です。今冬に募集予定の定期採用に申請してください。</p>
<p>6 社会人学生(社会人経験があった者を含む)や年齢の制限はあるのでしょうか？</p>	<p>本プログラムにおいては、質問のような制限は設けていません。ただし、年間240万円を</p>

		<p>超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者については、申請することができません。</p>
7	<p>社会人学生が、所属企業等から十分な生活費相当額（240万円/年）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は、申請できるのでしょうか？</p>	<p>本プログラムでは、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は、申請することはできません。</p>
8	<p>財団法人等が実施する奨学金を受給している場合、または、民間企業等で年間240万円以下の収入がある場合は、申請できるのでしょうか？</p>	<p>財団法人等の奨学金受給者は、財団法人等が奨学金と本学が支給する研究奨励費等の併給を認めているかどうかを確認してください。財団法人等が併給を認めていない場合は、申請することはできません。また、収入基準額は安定的な収入合計が年間240万円です。</p> <p>次の場合は、申請可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が年間240万円以下である。 ・収入が年間240万円を超えるが、アルバイト等のみの収入合計である。
9	<p>年間240万円を超える安定的な収入とは具体的にどのような収入ですか？</p>	<p>安定的な収入とは、給与及び役員報酬等の安定的、固定的な収入のことです。アルバイトやパートタイム、非常勤、TA・RAなどの給与および有償インターンシップも安定的な収入に含まれません。</p> <p>例えば、明確なポストと期間を定めて雇用契約を締結しているようなケース（会計年度職員等）については、支援できない場合もあるため、個別に判断します。必ずSPRING窓口へご相談ください。</p>
10	<p>申請にあたって、収入に関する証明書等の提出は必要でしょうか？</p>	<p>申請の時点で、収入に関する証明書の提出を求める予定はありませんが、申請書に収入状況を記載ください。なお、プログラム生となった後、申請書の記載事項に虚偽があった場合や、社会人学生となり、年間240万円を超える安定的な収入を得ることとなった場合は、プログラム生としての資格を喪失することとなりますので、速やかにSPRING窓口へ申し出るようにしてください。</p>

11	申請に成績証明書の提出が必要ですが、提出期限までに証明書の取得が間に合いません。どうしたらよいですか？	成績証明書の代わりに、証明書発行を依頼したことが客観的にわかる書類を提出してください。成績後証明書を手にした後、速やかにSPRING 窓口までメールで提出してください。
12	高専出身者の成績証明書ですが、高専本科と専攻科の両方必要でしょうか？	はい、両方必要です。
13	九州大学以外で学部を卒業したのですが、その成績証明書も必要ですか？	はい、ご自身が卒業した大学の学部の成績証明書も必要です。
14	修士課程と博士課程で指導教員が異なります。評価書はどちらに依頼すれば良いでしょうか？	博士課程の指導教員に評価書の作成を依頼してください。尚、評価書を作成した先生に、あなたの研究費を管理して頂く事になりますので、その点、先生に承諾をもらってください。 併せて、もしその先生が九大病院所属でいらっしゃる場合は、研究費配分を行うことができませんので、該当する場合は、採用後に窓口へメールでお問い合わせください。
15	「我が国のイノベーションの創造に直接携わる」とはどの程度のことを指していますか？	我が国の大学や官公庁（基礎研究を含む）、あるいは産業界（企業等）において、博士課程で培った能力を発揮し、将来的に我が国のイノベーションに貢献する研究・活動に直接携わることを指します。
16	海外で研究を行い論文という形で日本の科学技術に貢献することは「我が国のイノベーションの創造に直接携わる」ことになりますか？	海外機関で研究を行い、論文発表することは、本事業で求められている「我が国のイノベーションの創造に直接携わる」こととはみなされません。
17	海外での経験や知見を日本に持ち帰る場合、「我が国のイノベーションの創造に直接携わる」ことになりますか？	募集要項に記載されていますように、プログラム修了後10年間は国による追跡調査がなされます。すなわち、10年間は日本国の研究機関や企業等において、直接的にイノベーションに貢献することが求められるプログラムです。 一方、例えば海外での博士研究員等を経た後、10年以内に我が国で新たなイノベーションの創造に寄与される場合には、直接的な貢献と判断されます。

18	博士研究課題と違う内容というのは、博士研究課題から派生した内容でも異なるとみなされますか？	派生した内容であっても構いませんが、申請者自らの着想に基づいた、オリジナリティーのある研究提案であることが必要です。 また、研究提案の質やオリジナリティーについては、指導教員による評価書において評価されます。
19	申請書に図を用いる場合、その図は白黒またはカラーどちらか指定はありますか？	指定はありません。他分野の審査員が理解しやすいように工夫された図であることが望ましいといえます。
20	申請書の研究費の予算計画について、何年目の計画を記載しますか？	研究費の予算計画は、1年目の予算計画をご記載ください。プログラム生に採用された場合、毎年度、継続審査の際に、当該年度の報告書とともに、翌年度の研究計画書を提出いただきます。2年目以降の予算計画については、その際に記載してください。
〈経済支援について〉		
1	支給開始は何月からになるのでしょうか？	博士課程進学後の4月より、支援を開始します。令和6年10月に博士課程へ進学予定の方も、支援開始は令和7年4月です。研究奨励費等の支給開始は5月（又は6月）を予定しており、4月からの積算分を支給します。ただし、支援開始時に日本国内にいない場合は、支援開始月が異なることがありますので、ご注意ください。
2	授業料免除ですが、別途入学金・授業料免除申請を行う場合も、一括して半額免除になりますか？	一括して半額免除になるのは授業料のみです。 入学金免除：ご自身で申請を行う場合は、その判定結果に従ってください。 授業料免除：ご自身が在籍予定の博士課程標準修業年限が満了する学期まで、授業料半額を免除します。但し、予算措置の状況等により支援内容の変更を行う場合があります。 なお、授業料免除（独自制度）申請を妨げるものではありません。授業料免除（独自制度）審査の過程で、特に経済的困窮度が高いと判定された方については、全額免除判定となる場合があります。ご家庭の事情により経

		<p>済的困窮度が高いと思う方は、授業料免除（独自制度）を申し込んでください。</p>
3	<p>本採用前に、日本学術振興会の特別研究員（DC1）に採用となった場合はどうなるのでしょうか？</p>	<p>日本学術振興会の特別研究員は K²-SPRING と重複受給することができませんので、どちらを受給するか、ご自身で選択していただく必要があります。</p>
4	<p>本採用 2 年目以降に、学振 DC2 の特別研究員に採用された場合、どうなるのでしょうか？ 1 年目の支給分を返還する必要がありますか？</p>	<p>上記 3 同様、どちらかを選択してください。 なお、DC2 を選択した場合であっても、1 年目の支給分を返還する必要はありません。 また、K²-SPRING 生として初年度に支援された方には、DC2 になられた後も、引き続き K²-SPRING 生として活動を継続されることを期待します。</p>
<p>〈採用後について〉</p>		
1	<p>現在 M1 で日本学生支援機構奨学金第一種奨学金を貸与中です。 奨学金返還免除申請を希望しているのですが、予約採用で採択された時点で現在の奨学金第一種の返還免除申請は対象外となりますか？博士後期課程進学後の返還免除申請が対象外になる事は承知しています。 (6/21 追記)</p>	<p><u>修士課程での返還免除申請</u>は可能です。提出は、所属の学生係もしくはキャリア奨学支援課奨学金係の指示に従ってください。</p>
2	<p>所属学府にて「長期履修制度」を申請するつもりです。承認された場合、当プログラムへの影響はありますか？また、両立可能でしょうか？</p>	<p>長期履修制度を申請し、承認された場合も、本プログラムの継続は可能であり、両立も可能です。 ただし、K²-SPRING の支援期間は標準修業年限である 3 年間（4 年制の場合は 4 年）のみで延長されませんので、ご注意ください。</p>
3	<p>必修科目のキャリア開発講座は、伊都キャンパスでの対面もしくはオンライン、どちらで開講されるのでしょうか？</p>	<p>講師の熱量に直接触れることができる対面開催が望ましいと考えていますが、必修科目であるため、オンラインとの併用で開催する予定です。講師の都合によっては、オンライン開催のみとなる場合もあります。</p>
4	<p>ジョブ型インターンシップへの登録は実際にインターンシップへ参加することも必須ですか？</p>	<p>ジョブ型インターンシップへの登録は必須ですが、参加は任意です。</p>

5	プログラム生に採用となった場合、TA・RA、アルバイトは継続していいのでしょうか？	研究活動やキャリア開発・育成コンテンツへの取組に支障がないのであれば、継続しても問題ありません。TA・RA、アルバイト、非常勤、有償インターンシップ等の収入は、収入基準額には問われません。
6	一度プログラム生として採択されたら、標準修業年限の期間中は研究奨励費等が支給されるという理解でいいのでしょうか？	プログラム生として適切に研究活動等を進められているかを、毎年度、継続審査を実施し、確認します。この継続審査において研究活動等の状況が著しく不振であるなどの理由により支援を継続すべきでないと判断された場合は、途中で支援が打ち切られる又は研究奨励費等が減額される可能性があります。
7	休学した場合でもプログラム生としての経済支援を継続して受けることができますか？	休学する場合、休学期間中の支援を停止しますが、休学期間終了後は支援を再開します。休学の理由・期間等によっては、JSTとの協議が必要となることもありますので、該当する方は個別にご相談ください。
8	プログラム生として採択された後に退学することになった場合、研究奨励費等を返還する必要がありますか？	原則として返還は不要です。ただし、研究奨励費等を不正に受給していたことにより退学処分となるような場合には、研究奨励費等の全部または一部の返還を求めることがあります。

【参考】

JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING) 公募要領

<https://www.jst.go.jp/jisedai/spring/dl/application-guideline-2024SPRING.pdf>

SPRING 公募要領Q&A

<https://www.jst.go.jp/jisedai/spring/dl/faq-2024SPRINGr2.pdf>